

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、役場職員とともに自宅を訪れた社会保険事務所（当時）の職員から、「今、未納になっている国民年金保険料を納付し、今後も保険料を納付し続ければ、将来、年金がもらえるようになる。」と言われたことを契機に、過去の未納分の国民年金保険料約 12 万円をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

また、過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付した後は、集金人に国民年金保険料を定期的に納付した記憶がある上、これまで一度も免除申請手続を行ったことが無いにもかかわらず、申立期間③が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、国民年金被保険者台帳によれば、申立人に係る昭和 48 年 11 月 1 日付の資格喪失記録の取り消しが、昭和 53 年度に進達されたことが確認できるところ、当該時点において、将来、年金の受給権が得られない状態にあった申立人に対し、役場職員とともに自宅を訪れた社会保険事務所の職員が過年度納付及び特例納付の勧奨を行ったと考えることも不自然ではない。

また、国民年金被保険者台帳によれば、申立人の昭和 52 年度及び 53 年度の国民年金保険料は、昭和 55 年 1 月に一括して過年度納付された記録が確認でき、申立人は、申立ての 1 回しか遡及納付した記憶はないと申し述べているところ、当該時点は、第 3 回目の特例納付が実施されていた時期である上、申立人が、社会保険事務所の職員とともに自宅を訪れたと供述する役場職員は、当該時点において、国民年金の担当課に在籍していたことが確認できる

ことから判断すると、申立人は、当該時点において、過年度納付とともに特例納付したものと考えることが相当である。

さらに、申立人が遡及納付したと申し述べる国民年金保険料は、昭和 52 年度分及び 53 年度分の過年度納付額と、年金受給権の確保に必要な月数に相応する特例納付額との合計額とおおむね一致することから、申立人は、申立期間①及び②の合計 60 か月のうち、先に経過した 16 か月分の国民年金保険料を特例納付していたものと考えられる。

一方、申立期間③について、申立人は、保険料を集金人に納付していたはずであるということ以外に、集金人への納付開始時期や納付金額などに関する記憶は明確でなく、申立期間③の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人が、申立期間②のうち昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月までの期間及び申立期間③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、前述のとおり、申立人は遡及納付したのは 1 回のみで、保険料額は約 12 万円だったとしていることから、申立期間②の国民年金保険料をすべて特例納付により納付した場合の金額と大きく相違するなど、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月8日から51年2月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を50年1月8日に、資格喪失日に係る記録を51年2月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、50年1月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から51年1月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年3月1日まで

私は、昭和47年9月から51年2月29日まで、A社に運転手として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、A社に運転手として、ほぼ一緒の時期に入社したと主張する2人の同僚は、オンライン記録によると、昭和50年1月8日及び同年1月25日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該2人の同僚は、「A社には、申立人に誘われて勤務することとなった。」旨を供述していることから、申立人は、同社には50年1月8日以前から勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録により、昭和51年2月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚からは、「私が入社した当時、運転手の中に、申立人と思われる人はいた。」旨の供述が得られたことから、申立人は、少なくとも51年2月1日まで、同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、当時の複数の同僚は、「A社では、採用後すぐに厚生年金保険

に加入させてくれた。」旨を供述している上、申立人及び当時の複数の同僚から、A社に運転手として勤務していたと氏名の挙がった同僚は、オンライン記録により、全員、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人のみが事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったとは考えにくい。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月8日から51年2月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ職種の同僚2人のオンライン記録から、昭和50年1月から同年9月までは9万8,000円とし、同年10月から51年1月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和51年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、当該期間の被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年1月から51年1月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和47年9月から48年3月18日までの期間について、オンライン記録によると、B社（昭和49年8月1日にA社へ名称変更）の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は48年3月19日とされており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間のうち、昭和48年3月19日から50年1月8日までの期間及び51年2月2日から同年3月1日までの期間について、申立期間当時の同僚の供述からは、当該期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

- 3 なお、当時の複数の同僚から、「A社と同じ敷地内には、関連会社であるC社があった。」旨の供述が得られたところ、オンライン記録によると、同社の厚生年金保険の事業所としての適用期間は、昭和44年6月1日から48年10月2日までとされており、同社のオンライン記録を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない上、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の供述からも、申立人の勤務実態等は確認できない。

4 このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和47年9月から50年1月8日までの期間及び51年2月2日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 341 (事案 106 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月1日から26年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を23年9月1日に、資格喪失日に係る記録を26年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、23年9月は2,400円、同年10月から24年4月までは4,500円、同年5月から26年10月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から26年11月1日まで

私は、昭和22年4月1日から26年10月31日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

私は、平成20年2月13日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険記号番号が、申立事業所からの異動先であるB社において、昭和26年11月1日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として払い出されていることが確認できる上、当時の同僚からも、厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述が得られなかったこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が新たな事情として氏名を挙げた複数の同僚を調査したところ、オンライン記録により、昭和23年9月1

日から35年2月1日まで、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚は、「申立人は、私が入社した時にはすでにA社に勤務しており、申立人が、B社に異動するまで、一緒に勤務していた。また、当時、A社には短期臨時社員もいたが、申立人は継続して勤務していたので、正社員であったと思う。」旨を供述していること、及びその他の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、23年9月1日から26年10月31日まで、A社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び複数の同僚からは、「当時のA社の従業員数は、数人の短期臨時社員も含めて20人から24人程度であった。」旨の供述が得られたところ、オンライン記録によると、申立期間当時において、A社での厚生年金保険の被保険者資格の取得者数は、17人から23人で推移していることが確認できることから、申立期間当時、A社では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が氏名を記憶していた同僚12人は、全員、オンライン記録により、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、他の同僚と同様、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和23年9月から26年10月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代である同僚のA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和23年9月は2,400円、同年10月から24年4月までは4,500円、同年5月から26年10月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年9月から26年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和22年4月1日から23年9月1日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、同僚からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の

資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知国民年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から平成 4 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から平成 4 年 12 月まで

私は、昭和 53 年 8 月に会社を退職後すぐに、市役所で国民健康保険とともに国民年金の加入手続を行い、毎月、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 2 月 28 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付金額等についての記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は 166 か月と長期間に及んでいる上、申立人は、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が散見され、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 21 日から 51 年 3 月 11 日まで
② 昭和 56 年 8 月 1 日から 61 年 5 月 31 日まで

私は、A社B支店及び同社C支店に勤務していた申立期間①と、D社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際に支給されていた金額よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人がA社B支店で厚生年金保険に加入していた昭和 40 年 9 月から 45 年 7 月までの期間において、同社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得し、かつ申立人と同年代（昭和 10 年前後生まれ）である同僚の申立期間①における標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和 42 年 7 月から 44 年 10 月までの期間及び 45 年 7 月から 51 年 3 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の上限の標準報酬月額等級（23 等級 6 万円、28 等級 10 万円、33 等級 13 万 4,000 円及び 35 等級 20 万円）であることが確認できる上、当時の複数の同僚は、「A社での自分の標準報酬月額に誤りは無いと思う。」旨を供述している。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社C支店の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された

痕跡^{こんせき}は認められない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、D社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない。

また、雇用保険の給付記録によると、申立人のD社の離職時における月額給与額は約23万3,000円（離職時賃金日額7,775円）とされており、当該月額給与額は、オンライン記録により確認できる、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失時における標準報酬月額（24万円）とほぼ同額とされていることが確認できる。

さらに、D社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡^{こんせき}は認められない上、オンライン記録によると、同社は、平成11年5月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の賃金台帳等は確認できず、ほかに、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 16 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 2 月 16 日から同年 10 月 31 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の第14回（昭和47年5月開催）及び15回（昭和48年5月開催）通常総代会議案書の記載内容から、申立人は、申立期間において、同事業所に職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、前述の議案書において、申立人と同様、A社の職員とされている2人は、オンライン記録によると、うち1人しか同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

また、A社の第15回通常総代会議案書において、昭和47年度（昭和47年4月1日から48年3月31日まで）の損益決算書に計上されている法定福利費（社会保険料及び失業保険料）の金額は、オンライン記録により、当該期間に同事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚1人分の事業主負担保険料相当額であることが推認できることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に未加入とされていたものと考えることが自然である。

さらに、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと

をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 2 日から 45 年 1 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 2 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
④ 平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 12 月 6 日まで
⑤ 平成 6 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が、C社D支店E営業所に勤務していた期間のうち、申立期間③、④及び⑤が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、F社（平成 22 年 4 月 13 日にA社から名称変更）が保管する人事記録から、申立人は、申立期間①と、申立期間②のうち昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 1 月 28 日までは「嘱託」の身分として、申立期間②のうち 47 年 11 月 14 日から 48 年 2 月 1 日までは「委嘱」の身分として、同社に外勤職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、F社は、「外勤職員は、入社から約 3 か月は研修期間とし、当該期間の身分は委嘱としている。また、外勤職員は、正職員登用後も、ノルマの達成状況によっては身分が嘱託となる場合があり、いずれの身分とも、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」旨を供述している。

また、F社健康保険組合が保管する、申立人に係る健康保険証記録カードを見ると、申立人の同健康保険組合での加入期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

2 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、オンライン記録により確認できる、C社D支店での厚生年金保険加入期間と同様、申立期間③、④及び⑤においても、同社から申立人名義の金融機関の口座へ給与が振り込まれていた旨の証拠として、当該口座への入金日及び入金額が記されたメモを提出しており、当該メモを見ると、申立期間③と、申立期間④のうち、平成4年5月から同年10月まで、同社から当該口座へ、毎月、入金されていたことが推認できる。

しかし、当時の複数の同僚等は、「申立人は、工事事務所に付設された寮の寮母として勤務していたが、工事の都合に応じて、その都度解雇されていた。しかし、申立人は、寮母としての人材確保のため、解雇期間中であっても、寮の掃除や見回り等の役務が与えられ、その対価が支払われていたが、解雇期間中は厚生年金保険に未加入であり、保険料が控除されることも無かった。」旨を供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間③のうち、昭和60年8月1日から同年9月30日まで、別の事業所で雇用保険に加入していることが確認でき、申立人のC社D支店での雇用保険加入期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、雇用保険の給付記録によると、申立人は、申立期間③のうち60年3月15日から同年6月12日までの期間及び申立期間④のうち平成4年4月24日から同年12月21日までの期間、基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③、④及び⑤において、国民年金に加入し、かつ申請免除とされている一部の期間を除き、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、市町村の記録によると、申立人は、申立期間④及び⑤において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 3 月 15 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた金額（25 万円以上）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ申立人と同職種（大型トラック運転手）であったとされる複数の同僚の申立期間当時における標準報酬月額は、申立人と同額又は申立人よりも低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、オンライン記録によると、A社は昭和 48 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、ほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。